

7. P T Aについて

速水小学校 P T A活動計画

(令和5年度当初予定)

部 会	主 な 活 動 内 容
実行委員会	P T A総会(5月)、実行委員会、合同役員会を開催
研修委員会	救急救命講習(6月)、P T A教育講演会(11月)
広報委員会	広報編集会議(随時)、広報発行(年2回)
地区代表委員会	資源回収(6月)、愛校活動(8月)、地区別懇談会、プール開放(夏休み) 防犯・あいさつ立ち番(6月～3月)
厚生委員会	アルミ缶・ベルマーク・インクカートリッジ回収および集計(年間)
学級委員会	学級委員会開催、各学年のひびきあい活動運営

※変更になる場合があります。

速水小学校 P T A規約

- 第 1条 本会は、速水小学校保護者と教師の会（P T A）と称し、事務局を速水小学校に置く。
- 第 2条 本会は、保護者と教師が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。
- 第 3条 本会の会員は、速水小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わるもの、並びに速水小学校に勤務する教職員とする。
- 第 4条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。
- 第 5条 会費は、年額一戸当たり2千円とする。前期と後期に徴収する。また、特別の事情あるものは免除することができる。
- 第 6条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第 7条 本会の役員は、次の通りとする。
- 1 会 長 1名 保護者
 - 2 副会長 2名 保護者（男性・女性）各1名
 - 3 会 計 1名 保護者
 - 4 庶 務 2名 教職員
 - 5 各委員会の正副委員長 保護者
- 第 8条 役員を選出は次の通りとする。
- 1 会長・副会長は、役員候補者指名委員会で指名した候補者について会員の信任投票により3月末迄に選出する。
 - 2 庶務・会計は、会長が委嘱する。
 - 3 各委員会の正副委員長は、三役会で選出し会長が委嘱する。
- 第 9条 役員候補者指名委員会は、会長の委嘱により構成する。
- 第 10条 各役員任期は、1カ年とする。但し、再任は妨げない。
- 第 11条 役員の仕事は、次の通りとする。
- 1 会 長 本会を代表し、一切の会務を司る。
 - 2 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。

- 3 会計 本会の会計一切を司り、会計監査員の監査を受ける。
- 4 庶務 総会及び各種委員会の議事記録、各種の通知その他本会の庶務を行う。

第12条 会計監査委員は、会長の委嘱により2名の委員によって構成し、その年度の会計を監査し、その結果を会員に報告する。
会計監査委員の任期は、1ヵ年とする。

第13条 本会の会議は、次の通りとする。

- 1 総会 本会の最高議決機関で、年度初めに開催する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
 - ①事業計画並びに予算の審議及び承認。
 - ②役員を選出及び承認。
 - ③その他必要事項。
- 2 三役会 会長が召集し、本会の運営、事業推進について協議する。
- 3 実行委員会
 - ①総会に次ぐ議決機関で、役員及び校長によって構成する。
 - ②本会の運営について審議し、これを処理すると共に、各委員会の相互の連絡調整を図る。
会長が必要と認めたときは随時開催することができる。
- 4 各委員会並びに集会は必要に応じて随時開催する。

第14条 総会並びに実行委員会の議事は、出席者の過半数の同意で決定する。

第15条 本会の事業推進、運営の円滑化を図るために、次の各委員会を置く。

- 1 地区代表委員会（12自治会各1名、速水区は2名以内）
各地域における児童の校外指導に当たり、地域間の連携を密にして健全育成につとめる。
- 2 研修委員会（正副＋8名以内）
研修会等の企画をはじめ、会員の研修活動の推進にあたる。
- 3 厚生委員会（正副＋8名以内）
児童の福祉に寄与すると共に、会員の保健体育等健康増進・教育環境の整備充実などにつとめる。
- 4 広報委員会（正副＋8名以内）
文化的環境の整備充実につとめ、会員相互の親睦連携を図る広報活動にあたる。
- 5 学級委員会（各学級男1名、女1名）
各学級（学年）の教育の振興に積極的に協力し、学級（学年）相互の緊密な連携を図るとともに、学級（学年）活動の運営にあたる。

第16条 各委員の選出は次の通りとする。

- 1 地区代表委員会は、各自治会を代表する委員で構成する。
- 2 学級委員は、各学級ごとに会員の互選により男女各1名を選出する。
- 3 研修・厚生・広報委員は、前項の学級委員を役員会でほぼ均等に割り振り会長が委嘱し決定する。
- 4 地区代表委員は、1月末までに、他の委員は4月に選出する。

第17条 校長は、学校経営管理上、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第18条 本規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成があれば、改正することができる。

付則

昭和62年10月29日改正(第15条)

平成2年5月19日改正(第5条)

平成5年2月27日改正(第15条)

平成6年2月26日改正(第15.16条)

平成7年5月6日改正(第11.12.13条)

平成19年5月12日改正(第16条4)

平成22年5月8日改正(第15条1 第16条1)

平成27年5月9日改正(第15条1)

平成29年5月13日改正(第16条4)

令和4年5月13日改正(第13条3 16条4)

(表記：父母→保護者 常置委員会→各委員会)

令和5年度

速水っ子 土曜スペシャル!



速水小学校にかよう速水っ子のみなさん!

速水っ子みんなが、力をつけられるように
毎週土曜日を、「勉強のスペシャルタイム」として
タブレット学習への挑戦をスタートします!
速水小みんなが、きらきらかがやく
かしこくてがんばりやさんの
スーパー小学生めざして、がんばりましょう!!

速水っ子土曜スペシャルのやりかた

- ①毎週金曜日にタブレットをもちかえります。
- ②土曜日は、先生から聞いたタブレット学習にちょうせんします。
- ③45分間、自分でできるかぎりすすめます。
- ④土曜日にできなかった人は、日曜日にしてもよいです。
- ⑤がんばった人は、カードに、おうちの人からハンコ(サイン)をもらいます。
- ⑥休みあけに、カードをていしゅつします。タブレットもわすれずにね。



ひとりだと、できないことも
みんなといっしょなら、がんばれる!
みんなで、みんなをおうえんしよう!



マス・マスターもおうえんしているよ!

P T A 「インターネットサービスの利用にかかる親子の取り組み」

インターネットサービスの利用にかかる親子の取り組み

長浜市立速水小学校 P T A

近年、携帯電話やスマートフォン（スマホ）、また様々な電子機器の急速な普及に伴い、子どもたちのインターネットの利用環境は大きく変化しており、全国的にも様々な問題が多発しております。そのような状況は、ここ速水小学校においても例外ではありません。

- 全国の主なトラブル例（ほとんどが無料通信アプリによる）
 - ・深夜までスマホを利用し、学習意欲がなくなり、生活リズムも大きく乱れた。
 - ・特定の子どもの誹謗中傷するメッセージを、無料通信アプリを用いてネットに掲載した。
 - ・不確かな噂のメッセージを信じ、いじめが起こった。
 - ・スマホで不適切な画像を撮影したり、その画像をグループ内でまわしたりした。
 - ・掲示板に安易に書き込んだことにより、見知らぬ大人から脅しを受けた。

「スマホの購入や所持、家庭での使用のルール」、「ネット依存」、「個人情報の流出」等については、各家庭での対応が不可欠です。

そこでこのような状況をふまえ、本校 P T A として「子どもたちをネット・トラブルから守り、正しい使い方ができるよう」次のような取り組みをしたいと思います。

これを機会に、親子でスマホや情報機器の利用について、よく話し合ってくださいようお願いします。

速水っ子スマホルール

【保護者の方へ】

1. 必要のないスマートフォンや情報機器などは持たせない。
2. 子どもにスマートフォンや情報機器をもたせるときは、
 - ①速水っ子スマホルールを親子で確認し、日常的に声かけを行う。
 - ②有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。
 - ③食事中、勉強中、歩きながらなどの使用はさせない。
 - ④午後9時以降は使用させない。
 - ⑤その他、親子で使用に関する必要な約束を決める。
(保護者も内容が見られるようパスワードはかけないなど)

【児童のみなさんへ】

1. 使用は1日1時間程度とする。
2. 午後9時以降に友だちとのやりとりや返信はしない。
3. 悪口や人を傷つける内容を書き込まない。ネット上で仲間外しなどをしない。
4. 名前、住所、学校名、顔写真などの個人情報の書き込みはしない。
5. 困ったときは一人で悩まず、保護者や先生などの大人に相談する。

